

月報 平成26年 12月号

# しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

## 10月の動き

### ☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は前年同月比で、一般が24.4%減、パートは10.2%増で、全体では14.8%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は840人で、前年同月比で8.3%の減少となった。

### ☆ 求人の動き

- ・新規求人数は、前年同月比で、一般求人が20.6%減、パート求人は3.2%増となり、全体として13.1%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して建設業が大幅減少したものの、卸売・小売業、飲食店・宿泊業などで大幅増加となった。
- ・月間有効求人数は819人で、前年同月比で7.8%の増加となった。

### ☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.15ポイント高い0.98倍となった。
- なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.90倍、パートの有効求人倍率は1.17倍となっている。



厚生労働省発表の資料等の情報が  
下記のホームページアドレスにて  
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成26年10月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	150	▲ 11.2	▲ 14.8	
	うち男	69	▲ 11.5	▲ 4.2	
	うち女	81	▲ 11.0	▲ 22.1	
	年齢別	～44歳	89	▲ 15.2	▲ 23.3
		45～54歳	26	▲ 29.7	▲ 10.3
		55歳～	35	29.6	12.9
	月間有効求職者数	840	0.8	▲ 8.3	
	うち男	420	▲ 0.9	▲ 6.3	
	うち女	418	3.0	▲ 10.7	
	年齢別	～44歳	416	▲ 0.5	▲ 15.8
		45～54歳	165	▲ 6.8	▲ 6.8
		55歳～	259	8.8	5.7
求 人 関 係	新規求人数	258	▲ 34.7	▲ 13.1	
	主要産業別	建設業	31	▲ 29.5	▲ 55.7
		製造業	49	53.1	16.7
		卸売・小売業	30	▲ 23.1	57.9
		飲食店・宿泊業	62	▲ 38.6	40.9
		医療・福祉	45	▲ 57.9	7.1
	月間有効求人数	819	1.5	7.8	
就 職 関 係	紹介件数	293	18.6	▲ 9.3	
	うち男	162	22.7	▲ 5.8	
	うち女	131	13.9	▲ 13.2	
	就職件数	68	▲ 21.8	▲ 35.8	
	うち男	37	▲ 5.1	▲ 15.9	
	うち女	31	▲ 35.4	▲ 50.0	

(パートを含む)

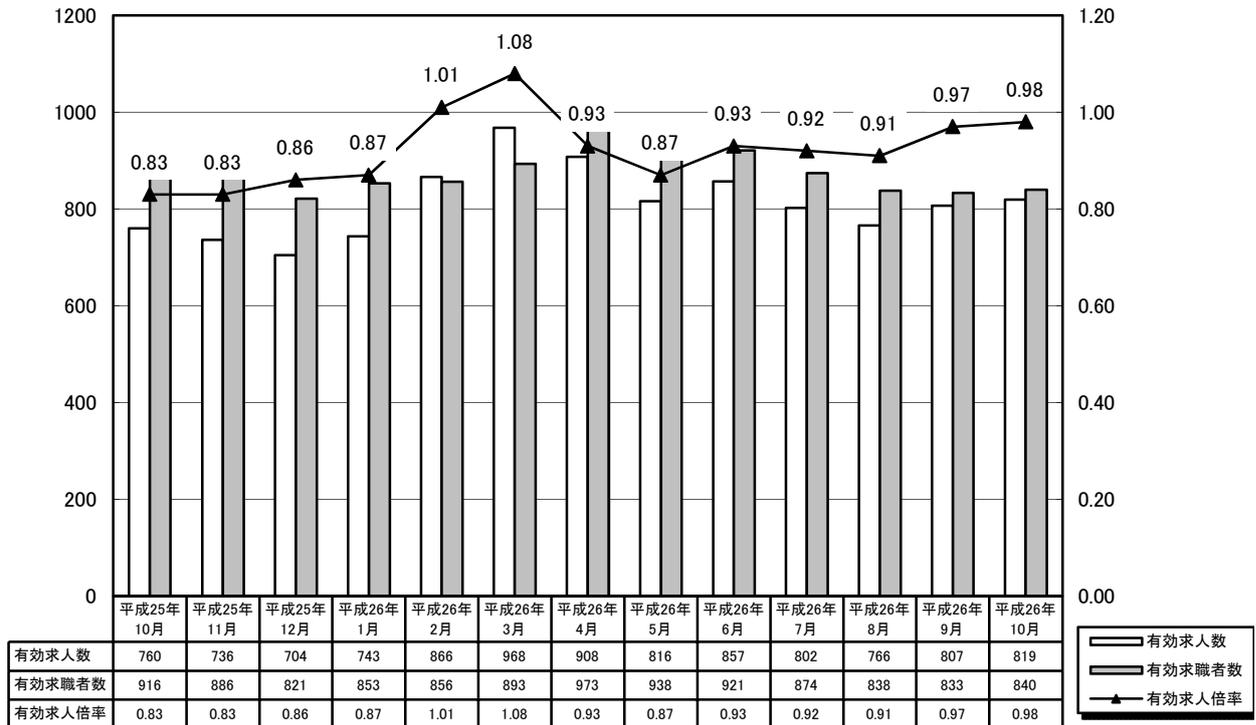
雇用保険取扱状況 平成26年10月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	775	773	775	
	資 格 取 得 者 数	147	100	121	
	資 格 喪 失 者 数	152	118	120	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,875	10,886	10,434	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	43	51	54
		受給者実人員	217	227	240
		支給金額(千円)	25,280	27,409	26,935
	高齢	受給者数	3	3	4
		支給金額(千円)	568	739	754
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手 当	支 給 人 員	8	16	21
		支給金額(千円)	2,338	4,537	8,078

## 労働市場の動き（平成26年10月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



## 事業主のみなさま、再度ご確認を！！

### ～雇用保険の資格取得について～

雇用保険の適用要件は、

- ①『31日以上の雇用見込みがあること』
- ②『1週間の所定労働時間が20時間以上であること』

この要件に該当する労働者を雇い入れた場合は、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

・・・注1

また、①・②の要件を満たしている場合、パート・アルバイト・試用期間・見習等の名称を問わず、雇い入れた日が雇用保険の資格取得日になります。

・・・注2

以上について再度ご確認いただき、適正な手続きをお願いします。

注1：この期限を過ぎてしまってからの手続きの場合、雇用契約書等の雇い入れが確認できる書類の添付が必要となります。

注2：試用期間経過後の加入ではなく、あくまでも雇い入れた日からの加入です。

詳しくは、ハローワーク白石（TEL0224-25-3107）へお問い合わせください。

# 宮城県最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日
	時間額	25.10.31
	696円	
710円	26.10.16	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城県特定（産業別）最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<b>鉄鋼業</b> <small>鉄鋼業(高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業(鉄管、可鍛鉄を除く)、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)</small> 又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)	798円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	25.12.15
	811円		26.12.15
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	757円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務	25.12.19
	769円		26.12.19
<b>自動車小売業</b> <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	763円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	25.12.15
	778円		26.12.15

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回ってはけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112